

大分県育成会報

公益社団法人 大分県手をつなぐ育成会

発行 令和4年度 第3号(3月)

事務局 〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館2F

TEL(097)551-1821 FAX(097)556-8923

印刷所 株式会社佐伯コミュニケーションズ



この会報は共同募金の配分を受けて作成したものです。

北海道江差町で発生した不妊処置事案に対する声明 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

令和四年(二〇二二年)十一月に発覚した、北海道江差町の社会福祉法人あすなる福祉会(以下「あすなる福祉会」という。)における不妊処置事案について、一般社団法人全国手をつなぐ連合会として声明を発表いたします。

北海道・江差町にあるあすなる福祉会のグループホームで、知的障害のある男女が同棲したり結婚を希望したりする場合に不妊処置を入居の条件としていたことがわかりました。報道によると、これまでに八組十六人の男女が男性はパイプカット、女性は避妊リングの装着などの処置を受けたそうです。

あすなる福祉会の理事長は、不妊処置について「(本人の)同意を得ている」としたうえで、「授かる命の保証は、われわれはしかねる。子どもに障害があったり、養育不全と言われたりした場合(中略)誰が責任を取るんだ」

と回答(共同通信・二〇二二年十二月十八日配信記事)。その対応に問題はないとしています。

私たちは、少なくとも知的障害のある人たちが家族をつくり、新しい命を大切に育ている実態があることを知っています。周囲から支援を受けながら、わが子を慈しむ知的障害のある人たちがいます。

同時に、「障害がある」というだけの理由で、国あるいは社会として知的障害のある人たちから子どもをもつ権利を奪ってきた過去があることも知っています。この法人の「同意を得た」「責任は取れない」という姿勢は、旧優生保護法で強制されてきた不妊手術を正当化する考えと共通します。そうした歴史と反省を経てもなお、障害のある人の一番近くで生活を支え、思いに寄り添うべき福祉サ-

(2) ビス事業者の中に、子を産み、育てるという基本的な権利さえ否定し、それがあたかも合理的であるかのように主張をするものがあることに愕然とするとともに、悲しい思いを強いられた多くの人たちの屈辱や無念さを思うと強い怒りを禁じ得ません。

この法人の理事長がいう「同意」とはなんでしょうか。通所系・就労支援系サービスをはじめ同町内の多くの福祉サービスは、この法人がほぼ独占しています。報道によると理事長は「(利用者が)子どもが欲しいと言った場合はケアをしない」と答えています(同)。つまり、実際に不妊処置を迫られた男女は、応じない限りこの地域で生活する道を絶たれるわけです。これは、本当に「同意」と言えるのでしょうか。むしろ、「同意」を盾に法人の一方的な都合を押しつけているに過ぎません。そのやり方は、あまりに卑劣です。

この法人では、二十年以上も前から不妊処置を条件づけてきただけでなく、二〇一八年には深刻な虐待事案も発生しています。そうした間違った対応を是正せず、長年にわたり

著しい権利侵害が繰り返されてきたことの責任を、江差町や北海道も問われるべきと考えます。

以上のことから、本会は次のことについて早急な対応を求めます。

一 いかなる理由があろうとも、支援の提供に関する不妊処置の実質的な条件づけは認められません。社会福祉法人あすなる福祉会は、こうした過ちと権利侵害を認め、処置を強いられた人たちに謝罪するとともに、こうした対応が行われるようになった経緯や背景について検証し、公表すべきです。

二 江差町および北海道は、本事案を取り巻くこれまでの対応に関する調査、検証を行うべきです。

三 国は、本事案のような条件づけが行われている実態がないか全国的な調査を行うとともに、結婚、出産、子育てに関する情報

が正しく届くようにし、障害者の主体的な意思決定のもとで豊かな暮らしを選択できるように、地域の支援体制の重層化を進めるべきです。

今回の事案をあすなる会だけの問題として捉えるのではなく、知的障害のある人の結婚や子育てを支援、誰もが安心して子を産み、育てることができる社会となることを強く求めます。

令和四年(二〇三二年)十二月二十二日

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子

タブー視せず性教育を

私たちの会は、知的障害がある人の親らでつくって、全国に会員が約14万人います。私自身にも重い知的障害がある息子がいます。

北海道江差町の社会福祉法人「あすなろ福祉会」に関する今回の報道を見たときは、旧優生保護法のことを思い出して「まだそんなことをやっているところがあるのか」とショックでした。障害者の幸せを追求するのが社会福祉法人の役割のはずなのに、

「障害者不妊処置」を考える

■4■

全国手をつなぐ育成会連合会 久保厚子会長



オンラインでインタビューに答える全国手をつなぐ育成会連合会の久保厚子会長

くぼ・あつこ 1951年、大津市出身。2014年から現職。障害者施設を運営する同市の社会福祉法人の理事長も務める。

悲しくなりました。会員からも怒りの声が上がっています。

知的障害者の恋愛や性のこととは学校や会社などで制限されたり、親が結婚に反対したりすることがまだよくあります。親や周囲がタブー視して、きちんと性教育をしていない

から、心配して「駄目」と言う。結婚して子どもが生まれても、支援する仕組みがないから反対するのです。

ですが、年頃になれば恋愛や結婚したいと思うのはごく普通のことです。障害があるからといって、なぜ許されないのか。私たちの意識や支援

支援する仕組みを整えて

の仕組みが至っていないからであって、本人たちのせいではありません。

分かりやすい言葉や絵を使うなどして、知的障害がある人にも男女交際のマナーや避妊の方法などを教えるべきだと思います。

障害のあるカップルが子育てするのが難しい場合、現在の制度では障害福祉サービスではなく、育児支援や社会的養護の対象となります。養育困難とみなされたら、親子が引き離され、子どもは施設に入る可能性もある。国は障害福祉サービスで親と子どもを丸ごと支える仕組みをつくってほしい。

教育や支援を整えば、いたずらに心配や制限をする必要はなくなります。知的障害があっても安心して結婚や子育てができる社会をつくり、「恋愛していいよ」「結婚していいよ」と言えるようにしたい。それは私たちや社会の問題です。

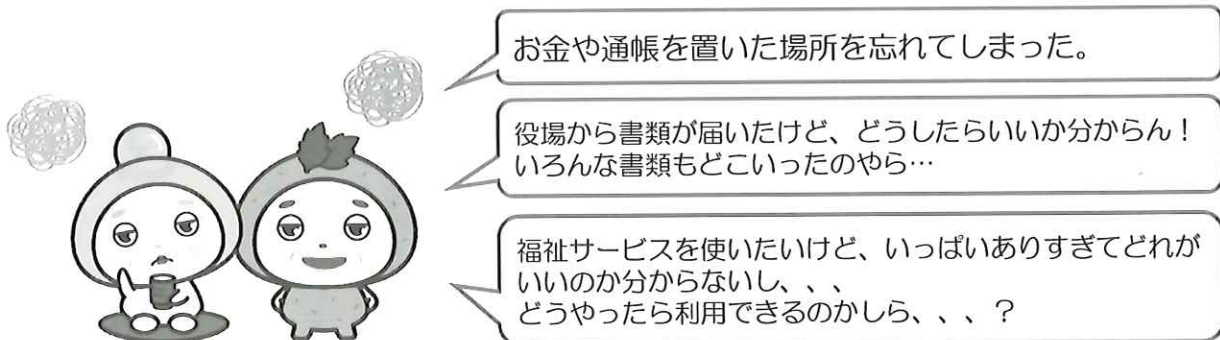
＝おわり

今回の案件を受け、厚生労働省は各県市町村に対して「障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」を通知しています。また、全育連は声明文を発出するとともに、共同通信社との協働により「知的障害がある人の恋愛・結婚・子育てについてのアンケート」を実施しました。障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きることが当たり前のこととなるよう、社会づくりを進めていくことが大切です。

(あんしんサポート) 日常生活自立支援事業をご存じですか？

◆日常生活自立支援事業（あんしんサポート）とは？

- ・判断能力が不十分な人の権利擁護を目的（認知症高齢者、知的障がい者・精神障がい者など）
- ・社会福祉協議会等が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行う事業。



このような不安を抱える皆さんに対し、**社会福祉協議会がお手伝い**します。

福祉サービスの
利用援助

日常的
金銭管理サービス

書類等の
預かりサービス

●日常生活自立支援事業について

- ・判断能力が不十分な人の権利擁護を目的（認知症高齢者、知的障がい者・精神障がい者など）
- ・社会福祉協議会等が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を行う事業。

●利用の対象者について

<判断能力が不十分な人>

- ・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等
- ・日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示が、本人のみでは適切に行うことが困難な方。

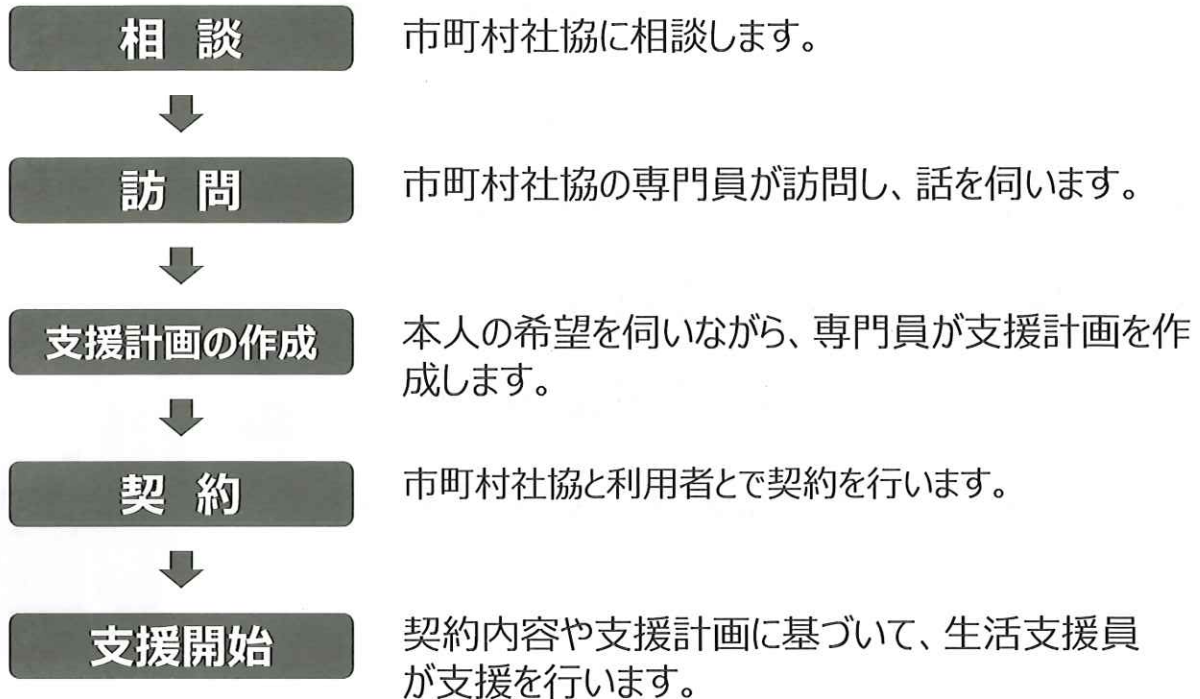
<本事業の契約の内容について判断できる能力がある人>

- ・判断能力は不十分であっても、理解できる能力は持っている方。

●利用の費用について（大分県の場合）

- | | | |
|-----------|-------------|---------------------|
| ① 訪問～契約まで | 無 料 | |
| ② 契約後の援助 | 1回あたり1,330円 | |
| ③ 書類の預かり | 1ヶ月あたり500円 | ※ただし、生活保護受給者は②、③は無料 |

◆利用の流れについて



◆福祉サービス利用援助

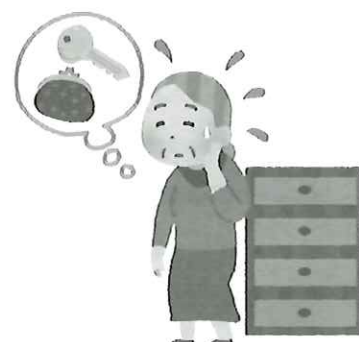
・日常生活自立支援事業は、「福祉サービスの利用」に伴う支援なので、「福祉サービスを利用している」もしくは「利用の見込みがある」ことが大前提。

●福祉サービスの利用援助とは？

- ① 福祉サービスを利用するまたは利用をやめる為に必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用の為に一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

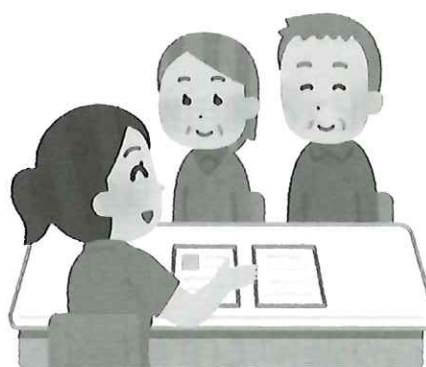
◆ 日常的金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当等の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預貯金の払い戻し、貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き



◆ 書類等の預かりサービス

- ① 年金証書
- ② 預貯金の通帳及び預金証書
- ③ 権利証
- ④ 契約書類
- ⑤ 保険証書
- ⑥ 実印や銀行印
- ⑦ その他、市町村社協が適当と認めた書類



(カードを含みます)

◆日常生活自立支援事業ではできないこと

- ・本人の買い物や洗濯、外出支援等ホームヘルプサービスで行う援助
- ・治療への同意や入院契約等の医療契約に関する援助
- ・転院先や入所先への搬送・同行

※このような支援が必要な時は、具体的な援助を行う事業所や関係機関へつなぐ等の支援をしてください

- ・本人が所有する賃貸アパート等の管理や家賃請求・代理受領
- ・遺産相続手続き
- ・本人の自宅（アパート等）の解約、自宅にある本人の持ち物の処分など
- ・入院や施設入所等に伴う保証や身元引き受け

※日常的に使う金銭以上の財産の管理・処分、身分の保証などは支援の対象となりません。成年後見制度等での支援対象になります。

◆成年後見制度との関係

●成年後見制度とは？

精神上的障害（知的障がい、精神障がい、認知症など）により、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人（成年後見人）を付けてもらう制度。

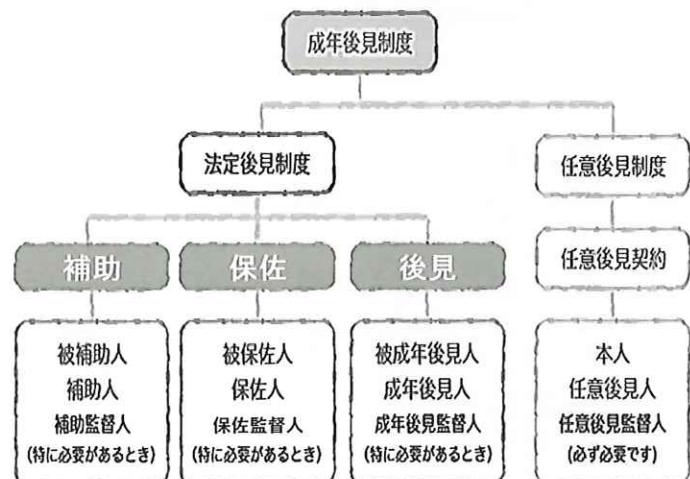
●成年後見制度の種類

<法定後見制度>

- ・判断能力が不十分になった方が利用できる。
- ・判断能力の状態によって3種類ある。
- ・家庭裁判所に利用を申し立てることにより、家庭裁判所が成年後見人を選ぶ。

<任意後見制度>

- ・将来に備えて、判断能力が不十分になる前に申請して利用できる。
- ・判断能力があるときに、「誰に」「どんな支援をしてもらうか」を事前の契約によって決めておく。
- ・申請先は、家庭裁判所。



◆こんな感じのイメージです

日常生活自立支援事業

本人の意思に
基づく支援

- ①福祉サービス利用援助
- ②苦情解決制度の利用援助
- ③日常生活上の消費契約、
住民票の届出などの行政手続き
など①に必要な一連の援助

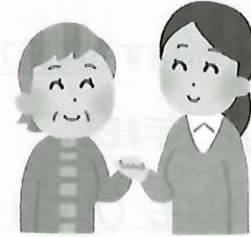


福祉サービス利用援助に付随した
日常的金銭管理もあり

専門員と生活支援員の定期的な訪問により生活の変化を察知、福祉サービスの利用を援助

成年後見制度

本人の意思決定を
代理・代行によって支援



財産管理や身上監護に関する
法律行為も行う。

代理権・同意権・取消権が付与され、本人が行った法律行為の取り消しや、代理契約も可能。

支援内容		日常生活 自立支援事業	成年後見 制度
日常生活に 関すること	日常生活の金銭管理	○	○
	年金受領に必要な手続き	○	○
	通帳、銀行印の保管	○	○
	福祉サービスの利用契約	△ 手続き支援	○
療養・看護に 関すること	病院入院契約	△ 手続き支援	○
	医療・住居の確保	×	○
	施設の入退所契約	△ 手続き支援	○
	病院や施設での生活の見守り	×	○
財産管理に 関すること	不動産の処分や管理	×	○
	遺産分割	×	○
	消費者被害の取り消し	△ 手続き支援	○

相談窓口をご利用ください

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター

障がいのある方やご家族が困った時にお気軽に相談できるよう相談窓口を設置しています。また、お住いの市町村が設置している相談員さん、各種相談窓口と連携・協力して助言や話し合いで解決を図ります。

・所在地 大分市大津町2-1-41（大分県総合社会福祉会館1階）
 ・電話 097-558-7005

・相談時間 月曜～金曜8時30分～17時（祝祭日・年末年始は除く）
 ※内容によっては弁護士等の専門家が相談に応じます。

相談項目	専門相談内容	担当相談員
法律	遺産相続、金銭貸借、婚姻など法律に関すること	弁護士
障害福祉サービス全般	障害福祉サービス全般に関すること	行政経験
教育	学校生活等に関すること	教員
医療・介護機能回復	病気の悩み、予防、健康管理、介護の方法、在宅リハビリの方法や心得について	保健師
住宅増改築	障がい者向け住宅の増改築に関すること	一級建築士
税務	各種税金に関すること	税理士
年金	各種年金、社会保険に関すること	社会保険労務士

（専門相談は予約が必要です。初回は無料）

大分県手をつなぐ育成会

子育てや療育・福祉サービスなどの各種相談を受け付けて、関係機関と連携して助言や問題解決を図ります。

・電話 097-551-1821
 ・相談時間 月曜～金曜9時～12時・13時～16時

（祝日・年末年始を除く）

大分県ここからだの相談支援センター

身体、知的、精神に障がいのある方やそのご家族、うつ、不眠などのこころの健康が気になる方等からの相談や支援を行っています。

○精神保健福祉相談 ・電話 097-541-6290
 ・受付時間 月曜～金曜8時30分～12時・13時～17時（祝日を除く）
 ○こころの電話相談 ・電話 097-542-0878
 ・受付時間 月曜～金曜9時～12時・13時～16時（祝日を除く）

市町村の障害福祉等の担当課

障がいのある方の福祉に関し、各種の専門的相談に応じ、必要な支援を行っています。

各保健所

保健に関するあらゆる相談に応じ、障がいの発生予防と早期発見、療育について必要な健診や支援を行っています。また、各種相談に応じ、助言や訪問により必要な支援を行っています。

【絵画・写真コンテスト 作品募集】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より、令和5年度障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト作品募集のお知らせがありました。

《絵画コンテスト：働くすがた ～今そして未来～》

募集作品 働くこと、または仕事に関係のある内容のもの
応募資格 障害のある方（プロ以外であること）
応募部門 小学校の部／中学校の部／高校・一般の部

《写真コンテスト：職場で輝く障害者 ～今その瞬間～》

募集作品 障害のある方の仕事にスポットをあて、障害のある方が働いている姿を撮影したもの
応募資格 障害の有無は問いません（プロ以外であること）



募集期間 令和5年度3月1日（水）～6月15日（木）

賞 絵画コンテスト（部門ごと）、写真コンテストで選考を行い、厚生労働大臣賞1点、支援機構理事長賞1点、理事長奨励賞数点をそれぞれ選出

募集要項 支援機構HP <http://www.jeed.go.jp>

お問い合わせ 雇用開発推進部雇用開発課指導啓発係 電話 043-297-9515

義援金のお礼

令和4年8月豪雨及び台風15号による災害の義援金募集に、県内各育成会や支援学校など5団体の皆様からご協力をいただきました。誠にありがとうございました。

お預かりした義援金は、大分県手をつなぐ育成会分と併せて13万5千円を1月6日に全国手をつなぐ育成会連合会へ振り込みました。

フライングディスク大会の中止

3月11日（土）に開催予定の第27回大分県フライングディスク大会は、昨年末から年明けにかけて新型コロナウイルスの感染者数が大きく増加したことから残念ながら中止となりました。来年度は3月開催予定です。

障がい者スポーツ大会の開催

大分県障がい者スポーツ大会が大分スポーツ公園レゾナックドーム大分他で開催されます。参加申し込みは、各市町村障がいスポーツ担当課へ

- ◇5月13日 卓球 ◇5月14日 ボッチャ ◇5月20日 陸上・フライングディスク ◇5月21日 水泳

「手をつなぐ」配布募集

機関誌「手をつなぐ」は、中央情勢・各地育成会の活動のほか、特集コーナーでは教育・福祉・就労・医療等の最新情報がわかりやすく掲載されています。お申込みご希望の方は、県育成会事務局までご連絡ください。

編集後記

新型コロナウイルスの大流行から3年が経過し、やっと旅行やイベント等が楽しめるようになってきました。3月13日からは、マスクの着用は個人の判断に委ねられ、5月8日からは、感染症法の5類に引き下げられて感染しても入院や自宅待機などの行動制限がなくなる予定です。やっと日常生活を取り戻すことができそうですが、一方で、食料品や光熱費の値上げが続いており、事務局にきた会員さんも電気代をみて目が吊り上がった等と話されています。新年度は、予算面に気を配りながらも、今年度できなかった県大会や本人活動セミナー、フライングディスク大会等が開催できればと考えています。会員皆様のご支援、ご協力をよろしく願います。

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

会員向け
保険

おたすけプラン シリーズ はじまりました!

パンフレット
お申込み方法
はこちら▼



暮らしのおたすけプラン

団体長期障害所得補償保険

病気やケガで働けなくなった時、収入をサポートします。また、のこされたご家族を守るための各種手続き費用等を補償します。

がんのおたすけプラン

団体総合保険医療保険基本特約・がん保険特約セット

障害のあるご本人もご加入でき、がん治療に係る医療費をサポートします。抗がん剤治療、先進医療にも対応した充実のがん保険です。

おたすけプラン・日ごろの備え

傷害総合保険個人賠償責任補償特約等セット

日常生活で生じた事故によるケガ、または損害賠償責任を負った場合だけでなく、新型コロナウイルスにも対応しています。

このチラシは概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

ご不明な点がございましたら取扱代理店又は引受保険会社へお問い合わせください。

〈取扱代理店〉

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6第三和幸ビル2F-C
TEL: 03-5358-9274 FAX: 03-5358-9275 担当: 中澤・田邊
受付時間: 平日午前9時～午後5時(土・日祝日・年末年始を除きます。)

〈引受保険会社(がん・日ごろ)〉

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課 担当: 山崎・赤尾
TEL: 03-3349-5402 受付時間: 平日午前9時～午後5時

〈引受保険会社(暮らし)〉

キャピタル損害保険株式会社

TEL: 03-5276-5602 受付時間: 平日午前9時～午後5時

SJ21-11808(2021.12.20)

全育連が作成した各プランの紹介動画をYouTubeで視聴できます。

暮らしのおたすけプラン・PR動画
<https://youtu.be/eqgslaQA7k>

がんのおたすけプラン・PR動画
<https://youtu.be/h9Q4JZPdh9Y>

おたすけプラン日ごろの備え・PR動画
<https://youtu.be/pHuxeHq01fY>

【会長対談】全育連の活動紹介
<https://youtu.be/jiq0JDeyx94>

病気やケガが絶えない…
成人病や生活習慣病に備えたい…

他人の物を壊してしまった…

このようなお困り事に
心当たりがある方に…

虐待・雇用現場での差別など
人に相談しにくい悩みがある…

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康総合保険(無告知型)2019年前設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんのある方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利擁護賠償付傷害保険 2019年前設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL: <http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

この会報は共同募金の配分を受けて作成したものです。